

◆報告書(文化審議会国語分科会「日本語教師の資格の在り方について(報告)」)の記載

出入国在留管理庁が定める「日本語教育機関の告示基準」第1条第1項第13号の教員要件を満たす者の取扱いについては、新たな資格となる公認日本語教師の要件を満たす者として、十分な移行期間を設け、公認日本語教師として登録を行えるようにすることが適当である。

◆課題点等

- ・資格は日本語教師の質の向上を図るための制度であり、資格の取得にあたっては、筆記試験及び教育実習により、共通の基準に基づき、要件を満たしている者であるかどうかの評価が必要である。
- ・近年の社会状況や日本語教育を行う機関を取り巻く状況の変化も踏まえ、日本語教師に求められる資質・能力は時代に応じて変わり得るものであり、現在必要とされる資質・能力を備えているかについて、客観的に確認することが必要である。
- ・これまで閣法で成立した類似の名称独占国家資格では、資格取得にあたっては試験を課すこととしている。
- ・一方で、日常的に日本語を教えている現職日本語教師に対して教育実習を課す必要があるかは議論が必要。例えば、教育内容の質が担保されている日本語教育を行う機関で働く現職日本語教師には教育実習を免除する等、何らかの配慮が考えられるのではないか。
- ・資格は名称独占国家資格として検討しており、資格を有していない者であっても引き続き日本語教育を行う機関において勤務することが可能である。また、法務省告示校に配置されるべき、資格を取得している者の割合については、今後、日本語教育を行う機関を取り巻く状況を踏まえつつ慎重に検討が必要。

◆告示基準の教員要件を満たす者の資格取得について(案)

原則として筆記試験及び教育実習を経て日本語教師の資格を取得することとする。
ただし、質が担保されている機関で一定年数以上働く等、教育の現場における実践的な資質・能力が担保される者に関しては、教育実習の免除を検討するなど配慮が必要ではないか。

○キャリアコンサルタント

「厚生労働省令で定める実務の経験を有する者であること」が、キャリアコンサルタント試験の受験資格の一つとなっている。

(参考)職業能力開発促進法 一部抜粋

第三十一条の四 キャリアコンサルタント試験は、厚生労働大臣が行う。

(中略)

3 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、キャリアコンサルタント試験を受けることができない。

- 一 キャリアコンサルティングに必要な知識及び技能に関する講習で厚生労働省令の定めるものの課程を修了した者
- 二 厚生労働省令で定める実務の経験を有する者
- 三 前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの

※「厚生労働省令で定める実務の経験を有する者」→①労働者の職業の選択に関する相談に関し三年以上の実務の経験を有する者、②労働者の職業生活設計に関する相談に関し三年以上の実務の経験を有する者、③労働者の職業能力の開発及び向上に関する相談に関し三年以上の実務の経験を有する者

○社会福祉士

現職者は、所定の施設で社会福祉士として必要な知識及び技能を一定期間修得した上で、試験を受験することができる。

(参考)社会福祉士及び介護福祉士法 一部抜粋

第七条 社会福祉士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

(中略)

- 十一 指定施設において四年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において一年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者
- 十二 児童福祉士法に定める児童福祉司、身体障害者福祉法に定める身体障害者福祉司、社会福祉法に定める福祉に関する事務所に置かれる(中略)所員、知的障害者福祉法に定める知的障害者福祉司並びに老人福祉法に規定する社会福祉主事であった期間が四年以上となった後、社会福祉士短期養成施設等において六月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者